

「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業」に係るQ&Aについて

番号	照会内容	回答
○事業内容、補助対象について		
1	財政支援の対象期間如何。	令和2年3月2日以降の、受け入れ対象児童が通う学校の定める臨時休校の期間中のみ財政支援の対象となります。
2	財政支援の対象となる事業如何。	①既に学童の受け入れを行っている院内保育所が、夕方からの実施を午前中からに広げる場合 ②学童の受け入れを行っていない場合に、院内保育所や空きスペースを活用して新たに受け入れを行う場合 を対象とします。
3	財政支援の院内保育所はどのような保育所か。	認可外保育所が対象となります。企業主導型の保育所も対象となりますが、その際は企業主導型保育として財政支援を受けている面積基準・人員配置基準と切り分けられることが必要です。
4	医療機関内の空きスペースを活用して実施する場合も対象となるか。	対象となります。医療機関内の福利厚生スペースその他、医療法第21条に規定する病院及び療養病床を有する診療所において有すべき施設以外のスペースで、子どもを受け入れることは医療法上支障はありません。
5	学童保育に学年の制限はあるのか（低学年のみなど）	事業の受け入れ対象となるのは、小学校（小学校1学年から小学校6学年）及び特別支援学校に通う児童を指しております。
6	病院内保育所運営費補助金（財源：地域医療介護総合確保基金）で補助している事業者についても、今回の新規事業で補助して良いか	他の補助事業との関係としては、交付要綱P70.6(18)「本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない」の記載を遵守されたい。
7	交付要綱P72の「イ 都道府県が行う事業の場合」とは、都道府県立病院の院内保育所に対して県自らが実施する事業の場合という解釈でよいか。	貴見のとおり。
8	既に学童保育を午後実施しており、午前中から実施することになった場合働いている人（常勤・非常勤問わず）の日数等を増やすことで発生する人件費は対象となるか。	既に学童保育を午後実施しており、午前中から実施することになった場合において、既存の支援員（常勤・非常勤問わず）の勤務時間・日数等を増やすことにより追加的に発生する人件費については対象として差し支えない。ただし、その際においても上記問6回答の運用（他の補助金等との対象経費の棲み分け）を遵守されたい。なお、元々学童保育を終日受け入れしていた場合は、追加的に人員を配置するとはいえないため対象外となる。
9	病院内保育所等を運営している医療機関が、臨時・追加的に他医療機関の医療従事者の小学校等に就学している子供を受け入れた場合は事業（補助金）の受け入れの対象となるか。	自施設以外の医療従事者の小学校等に就学している子供を受け入れた場合も対象となります。
10	実施要綱（案）の1において、「追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援を行い」と記載され、交付申請書の別紙18及び別紙38において、「新たに雇用する支援員等」についての記載欄がありますが、次のとおり認識でよいか。 （1）既存の支援員等の基本給及び諸手当等は、対象経費とならない。 （2）法人内の異動で確保した支援員等の基本給及び諸手当等は、対象経費とならない。	（1）既に学童保育を午後実施しており、午前中から実施することになった場合において、既存の支援員（常勤・非常勤問わず）の勤務時間・日数等を増やすことにより追加的に発生する人件費については対象として差し支えない。ただし、その際においても上記問6回答の運用（他の補助金等との対象経費の棲み分け）を遵守されたい。 （2）法人内の異動により、放課後児童支援員として追加的に配置された場合については補助対象として差し支えない。
11	補助基準について、午後のみ保育所で受入れとなった場合、補助対象外という整理で良いでしょうか。	補助対象外となります。
12	交付要綱の対象経費として記載されている「保険料」とは、災害共済給付制度に係る共済掛金を含むという理解でよいでしょうか。	貴見のとおり。
13	院内保育所をすでに開設しているところのみが対象か。開設していなくても、会議室等で児童を預かっていて、要件を充たせば対象になるのか。	病院内保育所以外のスペースを活用して新たに学童保育の受け入れを行う場合も想定しており、その設備及び運営については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱う必要があります。
14	病院等に隣接するスポーツ施設（法人は異なる）において学童を受け入れる場合は対象外でしょうか。	対象外となります。本事業の補助の対象としては、病院・診療所の敷地内で実施される必要があります。
15	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱うとされているが、上記基準の規定を満たしていない場合は、今回補助対象とならないとの理解でよいか。	貴見のとおり。
16	補助対象について、保育職員等を学童保育のために新規に雇用した場合のみ対象となるのか、普段は院内で他の業務をしている職員を学童保育にまわして対応した場合も対象となるのか。	普段は院内で他の業務をしている職員を、追加的人員として学童保育にまわして対応した場合も対象となります。
17	病院内保育所の設置主体が法人（医療法人等）であり、運営が病院である場合、補助対象となり、運営が法人（医療法人等）である場合は、補助対象とならないとの理解でよろしいか。	設置主体に関わらず、病院・診療所の敷地内で実施されるかどうかにより補助対象となるかどうかが決まります。

18	今般の事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱うとされているが、児童福祉法に基づく放課後児童クラブとしての届出まで必要か。	今般、要綱において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき、取り扱うとしたのは、あくまで補助金の支出要件としての基準としてお示した趣旨であり、児童福祉法上の放課後児童クラブであることを必須とするものではありません。また、職員（第10条第3項第1号から第10号）に関する基準は支出要件として満たしていただく必要がありますが、それ以外の基準は各地域の実情に合わせて運用していただいて差し支えありません。
19	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」のとおり、専用区画（部屋）または専用スペースがあるのが前提で、なおかつ、一人あたり1.65㎡以上を下回った場合は補助対象外ということでしょうか。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の設備（第9条）の基準は、各地域の実情に合わせて運用していただいて差し支えありません。
20	今回から新たに臨時的に学童保育を実施するが、受入れが終日ではない場合や、午前中のみ受入れの場合は、その部分は対象とならないのか。	貴見のとおり。
21	受入児童について患者の子どもは対象になるか。	補助対象外となります。
22	本補助金は「歯科診療所」も補助対象となるか。	補助対象となります。

○交付申請書記載方法、補助金執行について		
1	申請期日に間に合わないで、提出期日を延ばしてもらえないか。	今年度内の執行が必須であるため、提出期日は厳守をお願いします。
2	18日（水）には電子媒体で金額を登録し、公文は追って出すということにしたいが可能か。	紙媒体が間に合わないということであれば、公印を押印した申請書PDFファイルを18日（水）までにメールで送付ください。
3	補助金の支払はいつになるのか。	令和2年4月末までに都道府県から支出事務を行っていただきます。負担行為決議までは国で行い、支出決定決議は都道府県において実施することになります。都道府県において受入れは必要ありません。
4	この補助金は概算払い、精算払いのどちらか。交付決定はいつか。	精算払いとなります。交付決定は3月25日（水）を予定していますが、申請状況によっては後ろ倒しとなりますのでご理解ください。
5	繰越はできるのか。	事業の性質上繰越はできません。
6	交付申請までの期間が短いため事業者から直接交付申請書を提出して構わないか。	申請に係る書類等の審査等が都道府県に事務委任されているため、都道府県において、進達文をつけてまとめて厚生労働省に提出していただく必要があります。
7	補助対象期間はいつからいつまでか。	事業実施要綱に記載のとおり、臨時休校に伴い学童保育を実施した、3月2日から春休みの前日までにかかった経費（平日に限る）が補助対象となります。
8	交付申請は、「交付申請」、「変更交付申請」のいずれで行えば良いか。	交付申請として提出してください。
9	対象経費如何。	追加的に人員を配置された人に要する経費であって、3月2日から春休みの前日までの期間にかかる人件費等になります。実施要綱3（1）であれば午前中の経費のみとなります。

※その他、必要書類等については事務連絡を参照下さい。